

【日本語版】

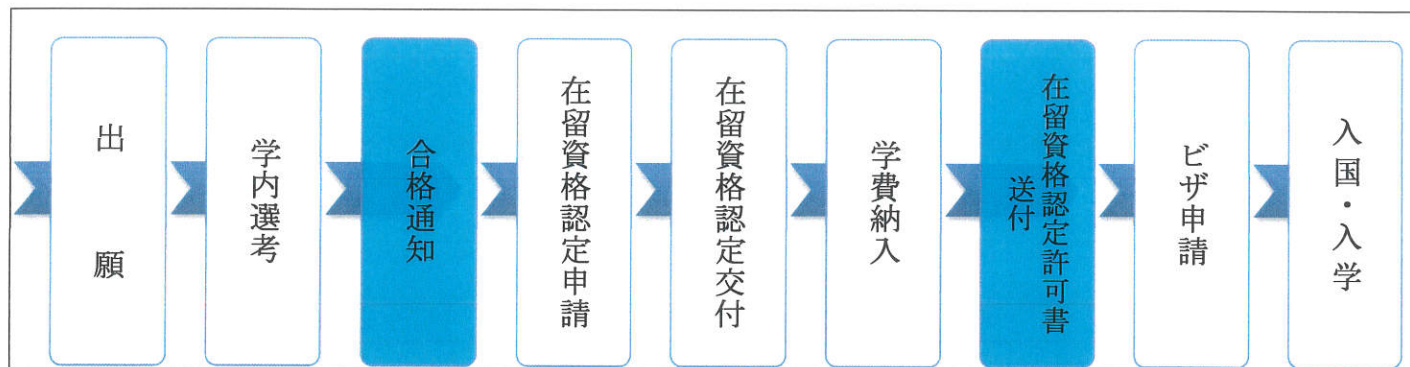
募集要項-2020



学校法人金井学園(SINCE 1988)

秀林外語専門学校/日本語学校

◆入学までの流れ



◆在留資格認定証明書申請に必要な書類

*日本語の翻訳を付けてください

【留学申請者準備資料】



- | | | |
|--------------------------------------|----|-------|
| ① 選考料 (25,000 円) | | |
| ② 秀林外語専門学校申込書 (計 5 枚) | 原本 | 理由書翻訳 |
| ③ 最終学歴卒業証明書 | 原本 | |
| ④ 最終学歴普段成績表 | 原本 | |
| ⑤ JLPT、J-test、NAT-test、合格証及び成績表 | 原本 | |
| ⑥ 身分証 | 原本 | |
| ⑦ 証明写真 40mm×30mm (5 枚以上) | 原本 | |
| ⑧ パスポート (出入国歴がある場合、履歴ページの写し) | 写し | |
| <u>注: 再申請の場合、戸籍簿の写しも追加提出 (家族全員分)</u> | 写し | |

【経費支弁者が日本国外に居住時】

- | | | |
|---|----|-----|
| ⑨ 申請人と経費支弁者の親族関係公証書 | 原本 | ※翻訳 |
| ⑩ 銀行預金残高証明書 (300 万円程) | 原本 | |
| ⑪ 在職証明書
→ 法人代表の場合、営業許可書を提出 | 原本 | |
| ⑫ 収入証明書 (過去 3 年分)
→ 法人代表の場合、納税証明書を提出 | 原本 | |
| <u>注: 再申請の場合、通帳の写しを追加提出 (過去 3 年分)</u> | 写し | |

【経費支弁者が日本国内に居住時】



- | | |
|---------------------------------------|----|
| ⑨ 申請人と経費支弁者の親族関係公証書 | 原本 |
| ⑩ 銀行預金残高証明書 (300 万円程) | 原本 |
| ⑪ 在職証明書 | 原本 |
| ⑫ 課税証明書 (過去 3 年分) | 原本 |
| ⑬ 住民票 (家族全員分) | 原本 |
| <u>注: 再申請の場合、通帳の写しを追加提出 (過去 3 年分)</u> | 写し |

◆学科・学期・定員・申請資格

学 科	入学時期	学 制	定 員	出願条件
日本語学科	4 月	1 年	220 人	①本国において、12 年の義務教育を受けた者。
	10 月	1.5 年	200 人	②JLPT、J-test、NAT-test、合格者。 ※大学卒業生は②番を問いません。

◆学費等（両校舎共通）

学 科	学 期	入学金	学 費	施設費	活動費	合 計
日本語学科	1 年	50,000	620,000	30,000	30,000	730,000
	1.5 年	50,000	930,000	45,000	50,500	1,075,500

※上記の費用に一年間の教材費と障害保険が含まれます。

単位：円

◆出願期限

○両国校－秀林日本語学校

入学時期	申請資料締切日
2020 年 04 月生	2019 年 11 月 01 日
2020 年 10 月生	2020 年 05 月 01 日

◆出願方法

出願方法	【日本国外申請】 本校が指定する現地の会場で、試験・面接を受け、合格者のみ、出願及び在留資格認定証明書の申請手続きをすることができます。尚、合格者又は、代理人が出願及び在留資格認定証明書の申請手続きをする場合は、本校まで申請手続きに必要な書類を郵送してください。
選考方法	書類選考、面接
出願場所	秀林日本語学校 〒130-0026 東京都墨田区両国 1-2-3 TEL：03(3632)1071 FAX：03(3632)5731 E-mail: iwata@shurin.ac.jp liu@shurin.ac.jp 平日（祝祭日を除く）AM9:00～PM5:00

入学通知 & 返金	◇ 東京入国管理局より在留資格認定証明書の交付を受けた方は、指定日までに本校指定銀行口座に入学金並びに授業料、施設費、学生活動費を納入してください。納金の確認後、在留資格認定証明書、入学許可書等をお渡しいたします。 ◇ 在留資格認定証明書が不交付だった場合、選考料を除く全納入金を返還いたします（銀行の手数料は差し引かせていただきます）。 ◇ 在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証（ビザ）の申請を行わず、来日しなかった場合、選考料と入学金を除く全納入金を返還いたします。ただし、入学許可書原本および在留資格認定申請書原本の返却が必要です（銀行の手数料は差し引かせていただきます）。 ◇ 在留資格認定証明書は交付されたが、現地在外公館で査証の交付が認められず来日できなかった場合、選考料と入学金を除く全納入金を返還いたします。ただし、入学許可書原本の返却および在外公館において査証が発給されなかった事実の確認が必要です（銀行の手数料は差し引かせていただきます）。 ◇ 在留資格認定証明書および査証は交付されたが、個人の都合で来日以前に入学を辞退した場合、選考料と入学金を除く全納入金を返還いたします。ただし、入学許可書原本の返却および入国査証が未使用かつ失効である事実の確認が必要です（銀行の手数料は差し引かせていただきます）。 ◇ 入国査証を所得し来日、入学した学生が、自主都合により中途退学した場合、選考料と入学金は返還いたしません。授業料、施設費、学生活動費等も原則として返還いたしません。また、来日後の不入学に伴う納付金の返還については、中途退学と同等とみなし、本項の規定に従うものといたします（銀行の手数料は差し引かせていただきます）。 ◇ 入国査証を所得し来日、入学した学生が、ビザ延長不可のため中途退学した場合選考料、入学金、施設費、学生活動費は返還いたしません。授業料は授業不参加となった翌月以降分を月割りで返還いたします（銀行の手数料は差し引かせていただきます）。
入国 手続き	◇ 入学志願者は『パスポート（旅券）』と『在留資格認定証明書』その他必要書類を揃え日本国在外公館で査証取得の手続きをしてください。手続き終了 後、入国（入学）です。

言葉はきっと、世界をつなぐ